

クラブ規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本クラブは、上達屋横浜工房（以下「クラブ」）と総称する。

第2条 (運営)

クラブ運営は、有限会社ベータ・エンドルフィン（以下「会社」という）が行う。

第2章 会 員

第3条 (会員)

クラブは、会員制とし、会社の認めた方を会員とする。

第4条 (会員種類)

クラブの会員種類及び定義を次の通りとする。

| 種類 | 定義 |
|---------|----------------|
| 個人会員 | 会社が認めた個人を対象とする |
| 団体会員 | 会社が認めた団体を対象とする |
| その他個人会員 | 会社が認めた個人を対象とする |
| その他団体会員 | 会社が認めた団体を対象とする |

第5条 (会員資格条件)

- (1) 会社が審査を行い、適当と認めた方・団体だけが会員となる資格を有する。
- (2) 暴力団、組関係者、及び会社が不適当と認めた方・団体は、入会も利用もできないものとする。
- (3) 医師等により運動を禁じられている方は入会できないものとする。
- (4) 18歳未満の方がクラブへ入会を希望する場合は親権者の同意を必要とする。

第3章 諸手続

第6条 (入会)

クラブへの入会を希望する方・団体は、会社所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を得た上で、会社所定の入会金及び指導料を会社に支払うものとする。

第4章 入会金及び指導料

第8条 (入会金)

(1) 入会金は個人会員 30,000円（別途消費税）

(2) 入会金、理由を問わずこれを返還しない。ただし、第16条（会社からの解約）の場合は除く。

(3) 入会金は現金またはクレジット、または回数券にて支払うものとする。

第9条 (指導料)

(1) 会員は、その利用の都度、会社所定の指導料を支払うものとする。

(2) 第20条（体験者の利用）は、会社所定の体験指導料を支払うことにより、クラブを利用することができます。

第10条 (入会金及び指導料の変更)

会社は、会員が負担すべき入会金及び指導料を変更することができる。

第5章 会員の権利及び義務

第11条 (会員資格有効期間)

(1) 会員資格有効期間の延長を希望する方・団体は、会社所定の更新手続きを行い、会社の承認を得た上で、会社所定の手続きを会社の承認を得た上で行うものとする。

第12条 (責任事項)

- (1) 会員は会社の同意がなければ、会社から提示された資料・情報及びクラブ利用により知り得た会社の技術上、経営上、戦略上の情報を第三者に公開してはならない。
- (2) 会員のクラブ利用に際して生じた人的、物的事故に関しては会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。会員以外のクラブ施設利用者についても同様とする。
- (3) 会員のクラブ利用に際して生じた盗難、紛失については、クラブに貴重品扱いとして預けた金品以外、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。会員以外のクラブ施設利用者についても同様とする。
- (4) 会員がクラブの諸施設の利用中に、自己の責任に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。会員が同伴または紹介したビジターについては、会員が連帯して賠償の責を任ずるものとする。

第13条 (変更事項)

会員は住所、連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更のあった場合には、済みやかに会社所定の届出書にて、届けるものとする。

第14条 (資格喪失)

会員は次の場合には会員資格を喪失する。

1. 死亡
2. 除名
3. 会社からの解約
4. 団体の解散
5. 入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または入会資格に抵触したとき

第15条 (除名)

会員並びに会員に関するクラブ施設利用者において、次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合には、会社は、当該会員の会員資格を一定期間停止、または除名することができる。

1. クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があつたとき
2. 本クラブ規約及びその他の諸規則に違反したとき
3. 入会金、その他の諸支払いを滞納したとき
4. 故意に会社の施設、設備等を破損したとき
5. クラブ内において営利を目的とした商行為を行つたとき
6. その他、処分を適当とする行為があり、会社がそれを決議したとき

第16条 (会社からの解約)

会社はいつでも、入会金を払い戻すことにより、会員との間の契約を解約することができる。ただし、クラブの解散の場合は、別に定める

第6章 その他

第17条 (営業日及び営業時間)

クラブの営業日及び営業時間については、会社が別に定める。

第18条 (クラブ施設の利用制限)

- (1) 会社は次の各項に該当する方のクラブ利用を禁止するものとする。
 1. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
 2. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められる方
 3. 医師等により運動を禁じられている方
- (2) 会社は次の各項に該当する方のクラブ施設利用に際し、医師等による診断書、会社所定の承諾書等の提出を求めることができる。
 1. 妊産婦の方
 2. 心疾患、高血圧症、糖尿病等の既往病のある方

第19条 (クラブ施設の休業、閉鎖)

会社は次の事由によりクラブ施設の全部または一部を休業または閉鎖することができる。

1. 天災、地変等の不時の災害その他により開場が適切でないと認められるとき
2. 施設の点検、補修または改修をするとき
3. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ざる事由が発生したとき
4. 年末年始の休業、夏期の一定期間の休業、その他会社が休業を必要と認めるとき

第20条 (体験者の利用)

- (1) 体験者は、クラブ施設の利用に際し、会社所定の指導料を支払うものとする。
- (2) 会社はクラブ施設の利用状況により、会社が必要と認めた体験者にクラブ施設の利用を認めることができる。

第21条 (解散)

- (1) 会社はやむを得ない事由による場合には、6ヶ月前の予告をすることによりクラブを解散することができる。
- (2) 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制、その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができる。

第22条 (利用規程)

本クラブ規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規程によるほか、必要に応じて会社がこれを定めるものとする。

第23条 (改正)

本規約の改正、変更是会社の定めるところによるものとし、クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

第24条 (個人情報保護)

(1) 法令及びその他の規範の遵守
会社は会員のプライバシー及び個人情報の保護にあたり、適用される法令及びその他の規範を遵守する。

(2) 個人情報の取得・利用
会社は、会員から個人情報の提供を受ける際、提供サービスごとにその利用目的をあらかじめ明示し、適正な方法で取得する。提供を受けた個人情報は、明示した利用目的の範囲で利用するものとする。

(3) 個人情報の提供

会社は、会員個人情報を第三者に開示又は提供をしない。ただし、法令に基づく場合などのほか、正当な理由がある場合を除くものとする。

(4) 公開

会社は、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努力する。また、会員から、会社が保有する個人情報の開示、訂正又は削除を求められたときは、合理的な範囲でこれに応じる。

(5) 安全管理対策

会社は、不正アクセス、盗聴、改ざん、漏洩、紛失等のリスクから個人情報を保護するため、必要な技術的保護措置を講じ、また社内規程を整備して従業員及び業務委託先に対して周知徹底するとともに、継続的に見直し改善を行うものとする。